

# 黒瀬ダム管理用通路使用届

[貸出鍵番号 右・左 番]  
鍵返却時刻： 時 分

- 1 使用目的 (該当するものを○で囲んでください)  
・釣舟搬送 ・流木取得 ・湖面調査 ・その他 ( )
- 2 使用期間  
令和 年 月 日 ( 時 分 ~ 時 分)
- 3 管理用通路入路者数 (本使用届の申請車両1台に乗車する人数を記載してください)  
・車両所有者を含め 名
- 4 搬入舟数 (本使用届で申請する車両1台で搬入する舟数を記載してください (舟搬入しない場合は記載不要))  
・ 台

## 5 使用条件

- 使用目的・使用期間等の届出事項を遵守すること。
- 使用中であっても、ダム管理上支障が生じた場合は、使用を中止する場合があります。この際は、ダム管理事務所長の指示に従うこと。
- 黒瀬ダム貯水池を含む周辺区域一帯は鳥獣保護区特別保護指定区域に指定されています。このため、鳥獣の保護に影響を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。
- 使用に際しては他の利用者と協調し、他人に迷惑をかける行為を慎むこと。
- 人為的又は自然的要因により問題等が生じた場合は、当事者間で解決すること。
- 貯水池内では、安全に留意し、ライフジャケットを着用すること。
- 貯水池内において内燃機関付船舶を使用しないこと。
- 貯水池内において釣舟等の係留・放置を行わないこと。
- 本使用届の代理届出は認められず、管理用通路に入路する車両の所有者本人がダム管理事務所に届出ること。なお、入路車両1台につき、本使用届1枚を届出ること。
- 本使用届受理後、渡される入湖許可証を車両内フロントガラス付近等の車外から確認し得る位置に掲げること。(入湖許可証は受理日当日限り有効とする。)
- 管理用通路外に一時的に出る場合は、管理用通路入口を施錠の上、ダム管理事務所に貸出鍵を返却すること。
- 上記を遵守していない事実が確認された場合、次回からの管理用通路の使用を禁止とします。

注意) 管理用通路の使用期間は、原則として、4月1日～9月30日までの  
9:00～16:00 (ただし、土・日・祝日は除く) となっています。

令和 年 月 日

愛媛県東予地方局  
黒瀬ダム管理事務所長 様

住所 \_\_\_\_\_

車両所有者 氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

車両登録No.

/トレーラーNo.